

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	呉市 個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

呉市長

## 公表日

令和6年7月4日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務
②事務の内容	1. 個人住民税・森林環境税に係る納税義務者の抽出 2. 確定申告書, 市民税・県民税申告書, 給与支払報告書, 公的年金等支払報告書, 配当・報酬に係る支払調書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課 3. 納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務 4. 森林環境税については, 森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律(平成31年法律第3号)により, 賦課・徴収事務を行うものである。
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務総合情報システム(個人住民税)
②システムの機能	1. 課税準備処理 給与支払報告書総括表作成, 賦課期日住民データ作成, 世帯情報異動, 住民税申告書作成を行う。 2. 当初課税処理 各種課税データ登録・修正, 受給者番号変換, 合算処理・エラー修正, 課税計算とその事後処理を行う。 3. 確定申告 確定申告受付処理, 印刷処理, 事前入力処理, データ作成・転送処理, メモ入力及びシステム保守を行う。 4. 例月課税処理 新規・所得控除修正, 徴収方法変更, 課税取消, 退職所得更正, 特徴納期特例, 代表指定番号異動処理をする。 5. 照会処理 個人課税照会, 世帯課税照会, 事業所照会をする。 6. 月次・一括処理 調定表, 異動該当者帳票, 死亡者及び還付対象者の一括異動処理をして出力する。 7. データ取込 電子給報・パンチデータ等の登録処理を行う。 8. 年金特徴 年次処理, 月次処理, 特徴対象者検索, 65歳到達処理を行う。 9. 収納連携 自衛隊納付書作成データを作成する。 10. eLTAX(住民税) eLTAXデータ取込・作成(国税連携含む)を行う。 11. コンビニ証明書発行処理 コンビニ証明書発行データを作成する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム            [ O ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム        [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等                              [ O ] 税務システム [ O ] その他 ( 特定個人情報を保有する各業務システム )
システム2	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の管理 ・各システムの宛名情報を取り込み, 同一人判定を行い, 団体内統合宛名番号を採番し, 管理する。 2. 情報提供(中間サーバに提供情報を連携する) ・中間サーバに連携する各業務システムの情報を集約して管理する。 ・蓄積した情報を中間サーバに連携する。 3. 情報照会(中間サーバに情報照会を依頼する) ・各業務の宛名番号で対象者を検索し, 中間サーバに対して他情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の照会を依頼し, 結果を表示する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム            [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム        [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等                              [ O ] 税務システム [ O ] その他 ( 特定個人情報を保有する各業務システム, 中間サーバ )



3. 特定個人情報ファイル名	
1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 2. 確定申告書印刷ファイル 3. 収支内訳書印刷ファイル 4. 住宅借入金等計算明細印刷ファイル 5. 宛名管理ファイル 6. 統合宛名ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条, 別表第24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号, 別表の第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第48の項等  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号, 別表の第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第48の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	呉市 財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 賦課情報ファイル(個人住民税)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者
その必要性	個人住民税の賦課を行うに当たり、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族を正確に把握することが必要であるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)  [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報  [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報  [ ] 災害関係情報  [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. その他識別情報: 課税対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報: 正確な賦課及び所得控除対象者の特定など公平な賦課のために保有 3. 国税関係情報: 個人住民税の賦課資料とするために保有 4. 地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するために保有 5. 障害者福祉関係情報: 所得控除の確認のために保有 6. 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護受給による非課税対象者の特定のために保有 7. 年金関係情報: 個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	呉市 財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民窓口課, 生活支援課, 介護保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁, 年金特徴義務者 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者, 公的年金等支払者(年金特徴義務者を除く。) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	各種申告書等の受付, 個人住民税額の算出, 税額通知の作成, 各種証明書の発行								
④使用の主体	使用部署	市民税課, 市民窓口課, 各市民センター							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し, 対象者毎に一本化する。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し, 賦課決定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに, 重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において, 他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3. 各種証明書発行事務 ・課税情報等に基づき各種証明書の発行を行う。								
情報の突合	申告資料に記載された国税関係情報, 地方税関係情報から賦課決定等を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	税務総合情報システムの保守・運用	
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 59 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 10 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項等
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に掲げる事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2	特別徴収義務者(年金保険者を省く)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与から個人住民税の特別徴収を行うため
③提供する情報	給与から特別徴収をする個人住民税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( eLTAXシステム )
⑦時期・頻度	当初課税(5月)及び更正時(概ね月2回)
提供先3	公的年金からの特別徴収を行う年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	公的年金から個人住民税の特別徴収を行うため
③提供する情報	公的年金から特別徴収をする個人住民税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( eLTAXシステム )
⑦時期・頻度	当初課税(7月)及び更正時(概ね月1回)

<b>提供先4</b>	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先1</b>	収納課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の24の項
②移転先における用途	税の徴収又は調査に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先2</b>	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の20, 21の項
②移転先における用途	重度心身障害者医療受給者等の所得算定
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
<b>移転先3</b>	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の44, 85の項
②移転先における用途	納税義務者の所得及び控除情報により国民健康保険料算定 後期高齢者の保険料算定及び負担区分判定 国民年金保険料免除申請及び老齢福祉年金等受給者の受給資格のための所得確認
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

<b>移転先4</b>	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の23の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の実施要領届第10-3及び広島県の指導による、生活保護受給者に対する課税状況の調査
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
<b>移転先5</b>	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の100の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給及び保険料等の算定
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
<b>移転先6</b>	こども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の81の項
②移転先における用途	児童手当・児童扶養手当等の受給者の資格認定
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

<b>移転先7</b>	こども施設課	
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の127の項	
②移転先における用途	呉市立及び私立保育所の保育料算定	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
<b>移転先8</b>	地域保健課	
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の96, 126の項	
②移転先における用途	65歳以上の者のインフルエンザ定期予防接種自己負担額の免除判定 原爆被爆者通院交通費の対象者判定	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
<b>移転先9</b>	福祉保健課	
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の85の項	
②移転先における用途	後期高齢者検診及びがん検診の受診者負担金の免除判定	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	

<b>移転先10</b>	住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条 別表の27の項
②移転先における用途	市営住宅入居世帯の収入状況等の把握
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。
<b>7. 備考</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 確定申告書印刷ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	確定申告者, 市民税・県民税申告者
その必要性	確定申告書及び市民税・県民税申告書の受付・作成を行うに当たり, 納税義務者, 控除対象配偶者, 扶養親族を正確に把握することが必要であるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. その他識別情報: 課税対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報, その他住民票関係情報: 正確な賦課及び所得控除対象者の特定など公平な賦課のために保有 3. 国税関係情報: 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を作成するために保有 4. 地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するために保有 5. 障害者福祉関係情報: 所得控除の確認のために保有 6. 年金関係情報: 所得税及び個人住民税の課税計算等のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム )								
③使用目的 ※	確定申告書等の受付及び作成, 課税資料の保有								
④使用の主体	使用部署	財務部 市民税課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 確定申告書等の受付・作成に関する事務 ・提出された資料を個人特定し, 収入・所得・控除等を入力する。 ・入力した所得・控除等情報から所得税額及び復興特別所得税額を算出し, 確定申告書等を作成する。 2. 個人住民税の課税資料に関する事務 ・作成した確定申告書等を課税資料として保有する。 ・次年度以降の確定申告等資料としても使用する。								
情報の突合	(1) 提出された資料から対象者を特定・入力し, 確定申告書等を作成する【上記1】 (2) 作成した確定申告書と国税連携システムの申告情報を突合して, 課税資料として保有する【上記2】								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> ( 1 ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	税務総合情報システムの保守・運用								
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 収支内訳書印刷ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	事業所得及び不動産所得のある確定申告者
その必要性	収支内訳書の受付・作成を行うに当たり、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族を正確に把握することが必要であるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. その他識別情報: 課税対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報, その他住民票関係情報: 正確な賦課及び所得控除対象者の特定など公平な賦課のために保有 3. 国税関係情報: 収支内訳書を作成するために保有 4. 地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="radio"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="radio"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> その他 ( 国税連携システム )								
③使用目的 ※	収支内訳書の受付及び作成, 課税資料の保有								
④使用の主体	使用部署	財務部 市民税課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 収支内訳書の受付・作成に関する事務 ・提示された帳簿書類を基に個人特定し, 収入及び必要経費等を入力する。 ・入力した収入・必要経費等情報から収支内訳書を計算し, 作成する。 2. 個人住民税の課税資料に関する事務 ・作成した収支内訳書を課税資料として保有する。								
情報の突合	(1) 提示された帳簿から対象者を特定し, 収支内訳書を作成する【上記1】 (2) 作成した収支内訳書と国税連携システムの申告情報を突合して, 課税資料として保有する【上記2】								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> ( 1 ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	税務総合情報システムの保守・運用								
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 住宅借入金等計算明細印刷ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住宅借入金等特別控除申告者
その必要性	住宅借入金等特別控除の受付・作成を行うに当たり、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族を正確に把握することが必要であるため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報:課税対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、その他住民票関係情報:正確な賦課及び所得控除対象者の特定など公平な賦課のために保有 3. 国税関係情報:住宅借入金等特別控除の計算明細書の作成するために保有 4. 地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム )								
③使用目的 ※	住宅借入金等特別控除の受付及び作成, 課税資料の保有								
④使用の主体	使用部署	財務部 市民税課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 住宅借入金等特別控除の受付・作成に関する事務 ・提出された資料を基にを個人特定し, 居住開始年月日・借入金残高等を入力する。 ・入力した住宅借入金等の情報から控除額を計算し, 計算明細書を作成する。 2. 個人住民税の課税資料に関する事務 ・作成した計算明細書を課税資料として保有する。								
情報の突合	(1) 提出された書類から対象者を特定し, 計算明細書を作成する【上記1】 (2) 作成した計算明細書と国税連携システムの申告情報を突合して, 課税資料として保有する【上記2】								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> ( 1 ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	税務総合情報システムの保守・運用								
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
5. 宛名管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者
その必要性	賦課を行うに当たり、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族を正確に把握することが必要であるため。
④記録される項目	[ 10項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. その他識別情報、課税対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な賦課及び所得控除対象者の特定など公平な賦課のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	呉市 財務部 市民税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民窓口課 )</li> <li>[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</li> <li>[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( 給与支払者、公的年金等支払者(年金特徴義務者を除く。) )</li> <li>[ ] その他 ( )</li> </ul>

②入手方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 ( )
③使用目的 ※		各種申告書等の受付, 個人住民税額の算出, 税額通知の作成, 各種証明書の発行
④使用の主体	使用部署	財務部 市民税課
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し, 対象者毎に一本化する。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し, 賦課決定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに, 重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において, 他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3. 各種証明書発行事務 ・課税情報等に基づき各種証明書の発行を行う。
情報の突合		上記の個人住民税の賦課に関する事務において, 内部識別番号の宛名情報と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
委託事項1		税務総合情報システムの保守・運用
①委託内容		システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 呉電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
6. 統合宛名ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税調査対象者
その必要性	個人住民税等の賦課を行うに当たり、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族を正確に把握することが必要であるため。
④記録される項目	[ 10項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	個人番号, その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	呉市 財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民窓口課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	各種申告書等の受付, 個人住民税額の算出, 税額通知の作成, 各種証明書の発行								
④使用の主体	使用部署	財務部 市民税課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し, 対象者毎に一本化する。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し, 賦課決定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに, 重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において, 他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3. 各種証明書発行事務 ・課税情報等に基づき各種証明書の発行を行う。								
情報の突合	上記の個人住民税の賦課に関する事務において, 内部識別番号の宛名情報と個人番号を紐付けて使用する。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> ( 1 ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	税務総合情報システムの保守・運用								
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 呉電子計算センター								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 賦課情報ファイル(個人住民税)

1.自治体コード 2.賦課年度 3.宛番号 4.徴収区分 5.履歴No 6.課税番号・指定番号 7.生年月日 8.性別 9.受給者番号 10.非課税区分  
11.徴収開始・終了期(月) 12.更正開始期(月) 13.異動区分 14.異動事由 15.異動処理日 16.併徴該当区分 17.営業所得 18.農業所得  
19.その他事業所得 20.不動産所得 21.利子所得 22.配当所得 23.私募証券外貨建以外 24.私募証券外貨建 25.信託配当所得 26.給与  
収入 27.専従給与収入 28.給与所得 29.年金収入 30.雑所得 31.(総合課税)短期譲渡所得 32.(総合課税)長期譲渡所得 33.一時所得  
34.一時所得特別控除額 35.(総合課税)退職所得 36.特定支出控除 37.総合所得合計 38.変動当年所得 39.変動前年所得 40.変動  
前々年所得 41.臨時所得 42.(分離課税)退職所得 43.肉用牛免税所得 44.肉用牛免税対象外売却額 45.土地等の事業雑所得 46.短期  
譲渡所得(一般) 47.短期譲渡所得(軽減) 48.短期特別控除額 49.長期譲渡所得(一般) 50.長期譲渡所得(特定) 51.長期譲渡所得(軽  
課) 52.分離譲渡特定損失 53.繰越損失居住用財産 54.長期譲渡所得・特別控除額 55.株式譲渡所得 56.上場株式等譲渡所得 57.上場  
株式等の配当所得 58.先物取引所得 59.山林所得 60.山林特別控除額 61.合計所得金額 62.繰越損失 63.純損失 64.繰越損失株式等  
譲渡 65.繰越株式等(配当分) 66.繰越損失先物取引 67.老年人者 68.寡婦 69.寡婦特別 70.寡夫 71.勤労学生 72.控除対象配偶者 73.老  
人控除対象配偶者 74.同居老親等扶養親族数 75.老人扶養親族数 76.特定扶養親族数 77.一般扶養者数 78.年少扶養控除 79.同居特  
別障害者数 80.扶養特別障害者数 81.扶養親族中の普通障害者数 82.雑損控除 83.医療費控除 84.社会保険料控除 85.小規模企業  
共済掛金控除 86.住民税・寄附金控除 87.生命保険・個人年金支払額 88.生命保険・住民税控除額 89.地震保険支払額 90.地震保険・  
旧長期支払額 91.地震保険・住民税控除額 92.控除対象配偶者の控除額 93.配偶者所得 94.配偶者特別控除 95.特定扶養分控除額  
96.同居老人扶養控除額 97.老人扶養控除額 98.一般扶養分控除額 99.同居特別障害者にかかる控除額 100.(扶養)特別障害者にか  
かる控除額 101.(扶養)普通障害者にかかる控除額 102.(本人)障害(特障)にかかる控除額 103.(本人)障害(普障)にかかる控除額  
104.(本人)老年人者にかかる控除額 105.(本人)寡婦にかかる控除額 106.(本人)寡婦特別にかかる控除額 107.(本人)寡夫にかかる控  
除額 108.(本人)勤労学生控除 109.基礎控除額 110.控除額合計 111.(税額控除)災害減免額 112.(税額控除)外国税額控除 113.政党  
寄附金控除 114.夫有区分 115.未成年 116.生活保護 117.租税条約 118.確定申告書区分 119.均等割区分 120.家屋敷区分 121.専従青  
白区分 122.専従配偶者 123.配偶者以外の事業専従者の人数 124.専従者控除額 125.配当割額控除 126.株式等譲渡所得割額控除  
127.住宅借入金控除可能額 128.調整控除額(市)※平成19年度改正対応 129.調整控除額(県)※平成19年度改正対応 130.税額控  
除・配当控除(市) 131.税額控除・配当控除(県) 132.住宅借入金控除(市) 133.住宅借入金控除(県) 134.寄附金税額控除(市) 135.寄  
附金税額控除(県) 136.税額控除・外国税額控除(市) 137.税額控除・外国税額控除(県) 138.税額調整(市) 139.税額調整(県) 140.税  
源移譲に伴う減額措置(市) 141.税源移譲に伴う減額措置(県) 142.配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(市) 143.配当割額  
控除額・株式等譲渡所得割額控除額(県) 144.配当割・株式所得割控除不足額 145.所得割額(市) 146.均等割額(市) 147.所得割額  
(県) 148.均等割額(県) 149.年税額 150.還付額 151.充当額 152.1月1日住所 153.1月1日氏名 154.(本人)ひとり親にかかる控除額

2. 確定申告書印刷ファイル

1.自治体コード 2.処理年度 3.申告者個人番号 4.納税者番号 5.営業収入金額 6.営業経費 7.営業専従控除額 8.営業源泉徴収税額 9.営  
業所得金額 10.農業収入金額 11.農業経費 12.農業専従控除額 13.農業所得金額 14.不動産収入金額 15.不動産必要経費 16.不動産  
専従控除額 17.不動産源泉徴収税額 18.不動産所得金額 19.利子収入金額 20.利子源泉徴収税額 21.利子所得金額 22.配当収入金額  
23.配当必要経費 24.配当源泉徴収税額 25.配当所得金額 26.給与収入金額 27.専従給与収入金額 28.給与源泉徴収税額 29.給与所得  
金額 30.公的年金収入金額 31.公的年金源泉徴収税額 32.公的年金所得金額 33.雑(公的年金以外)収入金額 34.雑(公的年金以外)  
必要経費 35.雑(公的年金以外)源泉徴収税額 36.雑(公的年金以外)所得金額 37.雑所得金額 38.譲渡(総合短期)収入金額 39.譲渡  
(総合短期)必要経費 40.譲渡(総合短期)差引所得金額 41.譲渡(総合短期)特別控除額 42.譲渡(総合短期)所得金額 43.譲渡(総合  
長期)収入金額 44.譲渡(総合長期)必要経費 45.譲渡(総合長期)差引所得金額 46.譲渡(総合長期)特別控除額 47.譲渡(総合長期)  
所得金額 48.一時収入金額 49.一時必要経費 50.一時差引所得金額 51.一時特別控除額 52.一時所得金額 53.退職所得(申告不要分)  
54.総合所得金額 55.譲渡(分離短期一般)収入金額 56.譲渡(分離短期一般)必要経費 57.譲渡(分離短期一般)特別控除 58.譲渡  
(分離短期一般)所得金額 59.譲渡(分離短期軽減)収入金額 60.譲渡(分離短期軽減)必要経費 61.譲渡(分離短期軽減)特別控除 62.  
譲渡(分離短期軽減)所得金額 63.譲渡(分離短期内損通後)所得金額 64.譲渡(分離長期一般)収入金額 65.譲渡(分離長期一般)必  
要経費 66.譲渡(分離長期一般)特別控除 67.譲渡(分離長期一般)所得金額 68.譲渡(分離長期特定)収入金額 69.譲渡(分離長期特  
定)必要経費 70.譲渡(分離長期特定)特別控除 71.譲渡(分離長期特定)所得金額 72.譲渡(分離長期軽減)収入金額 73.譲渡(分離長  
期軽減)必要経費 74.譲渡(分離長期軽減)特別控除 75.譲渡(分離長期軽減)所得金額 76.譲渡(分離長期内損通後)所得金額 77.株  
譲渡(未公開分)収入金額 78.株譲渡(未公開分)必要経費 79.株譲渡(未公開分)差引所得金額 80.株譲渡(未公開分)特別控除 81.株  
譲渡(未公開分)所得金額 82.株譲渡(上場分)収入金額 83.株譲渡(上場分)必要経費 84.株譲渡(上場分)差引所得金額 85.株譲渡  
(上場分)特別控除 86.株譲渡(上場分)源泉徴収税額 87.株譲渡(上場分)所得金額 88.株式配当収入金額 89.株式配当必要経費 90.  
株式配当特別控除 91.株式配当所得金額 92.株譲渡(株譲渡内損通後)所得金額 93.先物取引所得金額 94.先物取引必要経費 95.先  
物取引特別控除 96.先物取引所得金額 97.山林収入金額 98.山林必要経費 99.山林専従控除 100.山林所得金額 101.分離退職収入金  
額 102.分離退職必要経費 103.分離退職源泉徴収税額 104.分離退職所得金額 105.分離退職勤続年数 106.分離退職退職理由 107.所  
得種類 108.所得種目 109.支払先住所 110.支払先氏名(事業所名等) 111.特例適用条文 112.雑損控除:損害年月日 113.雑損控除:損  
害を受けた資産の種類 114.雑損控除:損害金額 115.雑損控除:補てん金額 116.雑損控除:災害関連支出の金額 117.雑損控除額 118.  
医療費控除:医療を受けた人 119.医療費控除:医療を受けた人の続柄 120.医療費控除:病院・薬局等の所在地・名称 121.医療費控  
除:支払医療費 122.医療費控除:補てん金額 123.医療費控除:差引負担額 124.医療費控除額 125.社会保険料控除:種類 126.社会保  
険料控除額 127.小規模企業共済控除:種類 128.小規模企業共済等掛金控除額 129.生命保険料控除:保険金受取人の氏名 130.生命  
保険料控除:受取人の続柄 131.生命保険料控除:生命保険種類 132.生命保険料控除:保険会社名 133.生命保険料控除:支払保険料  
134.生命保険料控除:支払保険料計(旧一般) 135.生命保険料控除:支払保険料計(旧個人) 136.生命保険料控除:支払保険料計(新  
一般) 137.生命保険料控除:支払保険料計(新個人) 138.生命保険料控除:支払保険料計(介護医療) 139.地震保険料控除(旧長期):  
支払保険料 140.地震保険料控除(旧長期):支払保険料計 141.地震保険料控除(地震):支払保険料 142.地震保険料控除(地震):支  
払保険料計 143.寄附金控除(特定):寄附先の所在地・名称 144.寄附金控除(特定):寄附金額 145.寄附金控除額 146.寡婦控除:寡婦  
名称 147.寡婦控除:寡婦区分 148.寡婦控除額 149.勤労学生控除:学校名 150.勤労学生控除:控除区分 151.勤労学生控除額 152.障  
害者控除該当者氏名 153.障害者控除額計 154.配偶者控除該当者氏名 155.配偶者控除該当者生年月日 156.配偶者控除額 157.配偶  
者特別控除額 158.配偶者合計所得金額 159.扶養控除該当者氏名 160.扶養控除額該当者生年月日 161.扶養控除額該当者続柄 162.  
扶養控除額計 163.事業専従者氏名 164.事業専従者生年月日 165.事業専従者続柄 166.事業専従者事業専従月数 167.事業専従者仕  
事内容 168.住民税・事業税:16歳未満扶養親族氏名 169.住民税・事業税:16歳未満扶養親族続柄 170.住民税・事業税:16歳未満扶  
養親族生年月日 171.住民税・事業税:16歳未満扶養親族住所 172.住民税・事業税:配当所得特例 173.住民税・事業税:非居住者特例  
174.住民税・事業税:配当割額控除額 175.住民税・事業税:株式譲渡所得割額控除額 176.住民税・事業税:寄附金税額控除(都道府県  
/市区町村) 177.住民税・事業税:寄附金税額控除(日赤) 178.住民税・事業税:寄附金税額控除(条例都道府県) 179.住民税・事業  
税:寄附金税額控除(条例市区町村) 180.住民税・事業税:徴収方法 181.住民税・事業税:別居氏名 182.住民税・事業税:別居住所  
183.住民税・事業税:専従者氏名 184.住民税・事業税:専従者住所 185.住民税・事業税:非課税所得番号 186.住民税・事業税:非課税

所得所得金額 187.住民税・事業税：不動産所得 188.住民税・事業税：特別控除額 189.住民税・事業税：譲渡損失 190.住民税・事業税：開始廃止コード 191.住民税・事業税：開始廃止年月 192.住民税・事業税：譲渡損失他フラグ

### 3. 収支内訳書印刷ファイル

1.収入：売上金額 2.収入：家事消費 3.収入：その他の収入 4.収入：計 5.売上原価：期首棚卸額 6.売上原価：仕入金額 7.売上原価：小計 8.売上原価：期末棚卸額 9.売上原価：差引原価 10.差引金額 11.主経費：給与賃金 12.主経費：外注工賃 13.主経費：減価償却費 14.主経費：貸倒金 15.主経費：地代家賃 16.主経費：利子割引料 17.その他の経費：租税公課 18.その他の経費：荷造運賃 19.その他の経費：水道光熱費 20.その他の経費：旅費交通費 21.その他の経費：通信費 22.その他の経費：広告宣伝費 23.その他の経費：接待交際費 24.その他の経費：地震保険料 25.その他の経費：修繕費 26.その他の経費：消耗品費 27.その他の経費：福利厚生費 28.その他の経費：入力分 29.その他の経費：入力金額 30.その他の経費：雑費 31.その他の経費：小計 32.主経費：経費計 33.売上の明細：売上先名 34.売上の明細：所在地 35.売上の明細：売上金額 36.売上の明細：上記以外の売上先の計 37.売上の明細：計 38.仕入の明細：仕入先名 39.仕入の明細：所在地 40.仕入の明細：仕入金額 41.仕入の明細：上記以外の売上先の計 42.仕入の明細：計<農業> 43.収入：販売金額 44.収入：家事消費金額 45.収入：雑収入金額 46.収入：収入小計 47.収入：農産物棚卸期首 48.収入：農産物棚卸期末 49.収入：収入金額 50.主経費：雇人費 51.主経費：小作料・賃借料 52.主経費：減価償却費 53.主経費：貸倒金 54.主経費：利子割引料 55.その他の経費：租税公課 56.その他の経費：種苗費 57.その他の経費：素畜費 58.その他の経費：肥料費 59.その他の経費：飼料費 60.その他の経費：農具費 61.その他の経費：農業衛生費 62.その他の経費：諸材料費 63.その他の経費：修繕費 64.その他の経費：動力・光熱費 65.その他の経費：作業用衣料費 66.その他の経費：農業共済掛金 67.その他の経費：運賃手数料 68.その他の経費：土地改良費 69.その他の経費：入力項目 70.その他の経費：入力金額 71.その他の経費：雑費 72.その他の経費：農産物以外棚卸高期首 73.その他の経費：農産物以外棚卸高期末 74.その他の経費：育成費 75.その他の経費：控除小計 76.主経費：控除計 77.肉用牛の特例を受ける金額 78.雇人費：氏名・住所又は作業名 79.雇人費：日数 80.雇人費：現金 81.雇人費：現物 82.雇人費：合計 83.雇人費：源泉徴収税額 84.雇人費：その他：人数 85.雇人費：その他：日数 86.雇人費：その他：現金 87.雇人費：その他：現物 88.雇人費：その他：合計 89.雇人費：その他：源泉徴収税額 90.雇人費：計：日数 91.雇人費：計：現金 92.雇人費：計：現物 93.雇人費：計：合計 94.雇人費：計：源泉徴収税額 95.小作料：支払先の住所 96.小作料：支払先の氏名 97.小作料：小作料、賃借料の別 98.小作料：面積数量 99.小作料：支払額 100.収入の明細：収入品名 101.収入の明細：作付面積 102.収入の明細：販売金額 103.収入の明細：家事・事業消費金額 104.収入の明細：棚卸期首数量 105.収入の明細：棚卸期首金額 106.収入の明細：棚卸期末数量 107.収入の明細：棚卸期末金額 108.収入の明細：農産物計：作付面積 109.収入の明細：農産物計：販売金額 110.収入の明細：農産物計：家事・事業消費金額 111.収入の明細：農産物計：棚卸期首金額 112.収入の明細：農産物計：棚卸期末金額 113.収入の明細：農産物計：販売金額合計 114.収入の明細：農産物計：家事・事業消費金額合計 115.収入の明細：雑収入の内訳：区分 116.収入の明細：雑収入の内訳：金額 117.収入の明細：雑収入の内訳：金額合計 118.育成費：牛馬／果樹等の名称 119.育成費：取得年月日 120.育成費：前年繰越額 121.育成費：種苗費作畜費 122.育成費：農業等投下費 123.育成費：小計 124.育成費：収入金額 125.育成費：加算金額 126.育成費：取得価格 127.育成費：次年繰越額 128.育成費：前年繰越額合計 129.育成費：種苗費作畜費合計 130.育成費：農業等投下費合計 131.育成費：小計合計 132.育成費：収入金額合計 133.育成費：加算金額合計 134.育成費：取得価格合計 135.育成費：次年繰越額合計 136.育成費：計算方法<不動産> 137.収入金額：賃借料 138.収入金額：礼金・敷金・更新料 139.収入金額：名義書換料・その他 140.収入金額：収入小計 141.収入金額：収入合計 142.主経費：給料賃金 143.主経費：減価償却費 144.主経費：貸倒金 145.主経費：地代家賃 146.主経費：借入金利息 147.その他の経費：租税公課 148.その他の経費：地震保険料 149.その他の経費：修繕費 150.その他の経費：入力項目 151.その他の経費：入力金額 152.その他の経費：雑費 153.その他の経費：小計 154.主経費：経費計 155.土地を取得する為に要した負債の利子の額 156.収入の内訳：貸家賃地 157.収入の内訳：用途 158.収入の内訳：不動産の所在地 159.収入の内訳：借入人の住所・氏名 160.収入の内訳：契約期間開始年(元号コード+年) 161.収入の内訳：契約期間開始月 162.収入の内訳：契約期間終了年(元号コード+年) 163.収入の内訳：契約期間終了月 164.収入の内訳：貸付面積 165.収入の内訳：月額貸付料 166.収入の内訳：年額貸付料 167.収入の内訳：礼金 168.収入の内訳：権利金 169.収入の内訳：更新料 170.収入の内訳：名義書換料その他 171.収入の内訳：補償金／敷金 172.収入の内訳：年額計 173.収入の内訳：礼／敷／更計 174.収入の内訳：名義書換料その他計 175.収入の内訳：補償金／敷金計 176.修繕費：支払先の住所 177.修繕費：氏名 178.修繕費：工事名・品名 179.修繕費：支払年(元号コード+年) 180.修繕費：支払月 181.修繕費：支払日 182.修繕費：支払金額 183.修繕費：経費算入額 184.保有状況：住宅用(建物)：一戸建 185.保有状況：住宅用(建物)：一戸建以外 186.保有状況：住宅用(土地)：契約件数 187.保有状況：住宅用(土地)：総面積 188.保有状況：住宅用以外(建物)：一戸建 189.保有状況：住宅用以外(建物)：一戸建以外 190.保有状況：住宅用以外(土地)：契約件数 191.保有状況：住宅用以外(土地)：総面積 192.保有状況：駐車場：屋根付 193.保有状況：駐車場：青空<共通> 194.自治体コード 195.処理年度 196.申告者個人番号 197.納税者番号 198.現住所 199.職業 200.屋号・雅号 201.カト氏名 202.電話番号 203.開始月 204.開始日 205.終了月 206.終了日 207.専従控除前の所得金額 208.専従者控除額 209.所得金額 210.給料賃金内訳：氏名 211.給料賃金内訳：年齢 212.給料賃金内訳：月数 213.給料賃金内訳：給料賃金 214.給料賃金内訳：賞与 215.給料賃金内訳：合計 216.給料賃金内訳：源泉徴収税額 217.給料賃金内訳：その他：人数 218.給料賃金内訳：計：従事月数 219.事業専従者：氏名 220.事業専従者：続柄 221.事業専従者：従事月数 222.報酬・料金の内訳：支払先の住所・氏名 223.報酬・料金の内訳：報酬等の金額 224.報酬・料金の内訳：必要経費算入額 225.報酬・料金の内訳：源泉徴収税額 226.地代家賃内訳：住所 227.地代家賃内訳：氏名 228.地代家賃内訳：賃借物件 229.地代家賃内訳：権利金等 230.地代家賃内訳：賃借料 231.地代家賃内訳：必要経費算入額 232.利子割引料内訳：支払先の住所・氏名 233.利子割引料内訳：期末現在の借入金等の金額 234.利子割引料内訳：本年中の利子割引料 235.利子割引料内訳：必要経費算入額 236.本年中における特殊事情

### 4. 住宅借入金等計算明細印刷ファイル

1.自治体コード 2.申告者個人番号 3.住宅借入金等の年末残高合計 4.住宅借入金等特別控除額 5.居住開始年月日(家屋分) 6.居住開始年月日(土地分) 7.居住開始年月日(増改築分) 8.取得対価の額(家屋分) 9.取得対価の額(土地分) 10.増改築等の費用の額 11.家屋の総床面積 12.土地の総面積 13.居住用部分の面積(家屋分) 14.居住用部分の面積(土地分) 15.増改築等の費用の額 16.居住用部分の面積(増改築分) 17.共有持分\_分子(家屋分) 18.共有持分\_分母(家屋分) 19.共有持分\_分子(土地分) 20.共有持分\_分母(土地分) 21.共有持分\_分子(増改築分) 22.共有持分\_分母(増改築分) 23.持分に係る取得対価の額(家屋分) 24.持分に係る取得対価の額(土地分) 25.持分に係る取得対価の額(家屋+土地) 26.持分に係る取得対価の額(増改築分) 27.負担割合(家屋分) 28.負担割合(土地分) 29.負担割合(家屋+土地) 30.負担割合(増改築分) 31.住宅借入金等の年末残高(家屋分) 32.住宅借入金等の年末残高(土地分) 33.住宅借入金等の年末残高(家屋+土地) 34.住宅借入金等の年末残高(増改築分) 35.いずれか少ない方(家屋分) 36.いずれか少ない方(土地分) 37.いずれか少ない方(家屋+土地) 38.いずれか少ない方(増改築分) 39.居住用割合(家屋分) 40.居住用割合(土地分) 41.居住用割合(家屋+土地) 42.居住用割合(増改築分) 43.居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(家屋分) 44.居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(土地分) 45.居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(土地分) 46.居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(増改築分) 47.住宅借入金等の年末残高の合計額 48.19年税法改正対応：控除期間判定 49.項番7の選択項目 50.共有者人数 51.共有者\_宛名番号 52.共有者\_氏名 53.住宅\_家屋共有持分\_申告者\_分子 54.住宅\_家屋共有持分\_申告者\_分母 55.住宅\_家屋共有持分\_共有者\_分子 56.住宅\_家屋共有持分\_共有者\_分母 57.住宅\_申告者\_家屋に係る金額 58.住宅\_共有者\_家屋に係る金

額 59.住宅\_土地共有持分\_申告者\_分子 60.住宅\_土地共有持分\_申告者\_分母 61.住宅\_土地共有持分\_共有者\_分子 62.住宅\_土地共有持分\_共有者\_分母 63.住宅\_申告者\_土地に係る金額 64.住宅\_共有者\_土地に係る金額 65.住宅\_申告者\_自己資金 66.住宅\_共有者\_自己資金 67.住宅\_申告者\_単独債務 68.住宅\_共有者\_単独債務 69.住宅\_単独債務合計 70.住宅\_申告者\_当該債務 71.住宅\_共有者\_当該債務 72.住宅\_連帯債務当初借入金 73.住宅\_当該債務に係る年末残高 74.住宅\_申告者\_年末残高借入額 75.住宅\_共有者\_年末残高借入額 76.住宅\_申告者\_年末残高\_負担割合 77.住宅\_共有者\_年末残高\_負担割合 78.住宅\_年末残高\_負担割合 79.住宅\_申告者\_年末残高2 80.住宅\_共有者\_年末残高2 81.住宅\_申告者\_年末残高\_住宅借入金 82.住宅\_共有者\_年末残高\_住宅借入金

5. 宛名管理ファイル

1.漢字氏名 2.生年月日 3.性別 4.現住所 5.続柄 6.世帯主氏名 7.宛名番号 8.電話番号

6. 統合宛名ファイル

1.個人番号 2.宛名番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 2. 確定申告書印刷ファイル 3. 収支内訳書印刷ファイル 4. 住宅借入金等計算明細印刷ファイル 5. 宛名管理ファイル 6. 統合宛名ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請・届出等の様式を、不必要な情報が記載されないよう分かりやすいものにするるとともに、様式に記載された情報について、事務マニュアルに基づき、受付時に確認を行う。</li> <li>他部署又は他機関から情報を入手する場合は、庁内連携システム等の認められた方法以外で入手を禁止するとともに、入手記録を保存し、定期的に確認を行う。</li> </ul> <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内連携システム情報を入手する場合には、必要な情報以外を入手できないようシステム上で制限を行う。</li> <li>(具体的な内容を以下に記載)</li> <li>操作資格に応じて、参照できる項目を制限する。</li> <li>個人番号が含まれるファイルに対し、目的を越えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報を入手する場合の適切な方法や法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制限を行っている。</li> <li>宛名情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離し、さらに個人番号は宛名番号のみを同じファイルに保持することで分散管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。</li> </ul>
その他の措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。</p> <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーンロック等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>端末のディスプレイは、来庁者に画面内容が分からないようにする。</li> <li>本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。</li> <li>取得した画面のハードコピーは利用後直ちに裁断処理を行う。</li> <li>大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呉市個人情報保護条例及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守する。</li> <li>・情報資産の取受に当たり、適正に管理する。</li> <li>・情報資産の搬送に当たり、不正利用を防止するための措置を講じる。</li> <li>・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく第三者に委託してはならない。</li> <li>・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく他の場所に立ち寄ってはならない。</li> <li>・情報資産を損傷し、又は滅失するようなことのないよう安全な管理を行う。</li> <li>・情報資産(複写及び複製したものを含む)を業務完了後又は契約解除時に、速やかに返還する。</li> <li>・情報資産を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、他に漏れることのないよう確実に廃棄する。</li> <li>・情報資産を本市が指定した目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。</li> <li>・情報資産を本市の許可なく複写又は、複製してはならない。</li> <li>・知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。</li> <li>・当該契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った時は、速やかに報告する。</li> <li>・本市は、情報資産の状況について、検査を行うことができる。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転が認められるものについては、番号法で規定されているもののほか、番号法第9条第2項に基づく条例で規定する。</li> <li>・認められた提供・移転については、庁内連携システム等の認められた方法以外を禁止する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退室管理された鍵付き専用室のサーバ内に保管。</li> <li>・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号連携サーバのソフトウェアにおける措置&gt;  ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;番号連携サーバの運用における措置&gt;  ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号連携サーバのソフトウェアにおける措置&gt;  ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;番号連携サーバの運用における措置&gt;  ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置)  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムが入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバープラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・本市における措置 ・入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;呉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。</li> <li>・委託業者に対しては、覚書に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	呉市 財務部 市民税課 個人市民税グループ 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3195
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	呉市 財務部 市民税課 個人市民税グループ 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3195
②対応方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、問合せに対する対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年7月23日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月6日	6. 評価実施機関における担当部署	市民税課長 丸子 俊久	市民税課長 藺田 大	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号利用法の改正による。
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	市民税課長 藺田 大	市民税課長	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号利用法の改正による。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。)提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	番号利用法の改正による。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。)移転先8	保健総務課	地域保健課	事後	機構改革による。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。)移転先9	健康増進課	福祉保健課	事後	機構改革による。
令和3年9月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 1. 賦課情報ファイル(個人住民税)	—	154(本人)ひとり親にかかる控除額	事後	税制改正による。

令和6年6月28日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	呉市は個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	呉市は個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による。
令和6年6月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務	個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務	事後	森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による。
令和6年6月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 個人住民に係る納税義務者の抽出 2. 確定申告書, 市民税・県民税申告書, 給与支払報告書, 公的年金等支払報告書, 配当・報酬に係る支払調書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課 3. 納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務	1. 個人住民税・森林環境税に係る納税義務者の抽出 2. 確定申告書, 市民税・県民税申告書, 給与支払報告書, 公的年金等支払報告書, 配当・報酬に係る支払調書など各種課税資料に基づく個人住民税の賦課 3. 納税義務者の所得・課税情報の管理・調査業務 4. 森林環境税については, 森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律(平成31年法律第3号)により, 賦課・徴収事務を行うものである。	事後	森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による。
令和6年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 11を追加	—	11 コンビニ証明書発行処理 コンビニ証明書発行データを作成する。	事後	
令和6年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6を追加	—	コンビニ証明書発サーバー	事後	
令和6年6月28日	I 基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・番号法第9条, 別表第24の項	事後	番号利用法の改正による。

令和6年6月28日	<p>I 基本情報</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号, 別表の第24の項</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第48の項等</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号, 別表の第24の項</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第48の項</p>	事後	番号利用法の改正による。
令和6年6月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。)</p> <p>提供先1</p>	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者	事後	番号利用法の改正による。
令和6年6月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項等	事後	番号利用法の改正による。
令和6年6月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>②提供先における用途</p>	番号法別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に掲げる事務	事後	番号利用法の改正による。

令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 賦課情報ファイル(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先6	子育て支援課	子ども支援課	事後	機構改革による。
令和6年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先7	子育て施設課	子ども施設課	事後	機構改革による。
令和6年6月28日	III リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容(※2)	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	番号利用法の改正による。
令和6年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の16の項	番号法第9条 別表の24の項	事後	番号利用法の改正による。
令和6年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先2 ①法令上根拠	番号法第9条 別表第1の12, 34の項	番号法第9条 別表の20, 21の項	事後	番号利用法の改正による。
令和6年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の30, 31, 59の項	番号法第9条 別表の44, 85の項	事後	番号利用法の改正による。

令和6年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の15の項	番号法第9条 別表の23の項	事後	番号利用法の改正による。
令和6年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先5 ①移転先の根拠	番号法第9条 別表第1の68の項	番号法第9条 別表の100の項	事後	番号利用法の改正による。
令和6年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の37, 56の項	番号法第9条 別表の81の項	事後	番号利用法の改正による。
令和6年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の8	番号法第9条 別表の127の項	事後	番号利用法の改正による。
令和6年7月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 賦課情報ファイル(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条 別表第1の10, 64の項	号法第9条 別表の96, 126の項	事後	番号利用法の改正による。

<p>令和6年7月3日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要  1. 賦課情報ファイル(個人住民税)  5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。)  移転先9  ①法令上の根拠</p>	<p>番号法第9条 別表第1の76の項</p>	<p>番号法第9条 別表の85の項</p>	<p>事後</p>	<p>番号利用法の改正による。</p>
<p>令和6年7月3日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要  1. 賦課情報ファイル(個人住民税)  5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものは除く。)  移転先10  ①法令上の根拠</p>	<p>番号法第9条 別表第1の19の項</p>	<p>番号法第9条 別表の27の項</p>	<p>事後</p>	<p>番号利用法の改正による。</p>